

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 27 年 11 月 26 日

東京圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体が、それぞれの公道を活用したイベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型 M I C E 及び都市観光の推進等を図る。

本事業に係る施設等の種類は、国家戦略特別区域法施行令第 19 条第 5 号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域は別添のとおりとする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。)

⑤ 自由が丘商店街振興組合

- ・特別区道一級幹線 28 号線、特別区道一級幹線 29 号線及び特別区道 H 103 号線 (別添 5)

(11) 名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

(国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業)

社会福祉法人三樹会が、東京都立汐入公園（東京都荒川区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 4 月設置】

(12) 名称：医師の養成に係る大学設置事業

内容：国際的な医療人材の育成のための医学部の新設に係る認可の基準の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

学校法人国際医療福祉大学が、医学部の設置の認可を受けた上で、千葉県成田市において、国際的な医療人材を育成するための医学部を新設する。

【平成 29 年 4 月開設】